明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○文部科学省著作教科書製造原価計算規則（**文部科学**一）　一

〔告　示〕
○皇居において天皇誕生日一般参賀を行う件（**宮内庁**二）　二
○日本国に帰化を許可する件（**法務**一三）
○グアテマラ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とグアテマラ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**外務**四三）
○サモア独立国政府に対する贈与に関する日本国政府とサモア独立国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**四四）
○アンティグア・バーブーダ、ガイアナ協同共和国、グレナダ、ジャマイカ、スリナム共和国、セントクリストファー・ネービス、セントビンセント及びグレナディーン諸島、セントルシア、ドミニカ国、トリニダード・トバゴ共和国、ハイチ共和国、バハマ国、バルバドス並びにベリーズにおけるカリブ共同体諸国における産業開発及び技術移転計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合工業開発機関との間の書簡の交換に関する件（**同**四五）　三
○保安林の指定をする件（**農林水産**一五一～一五八）　三
○保安林の指定施業要件を変更する件（**同**一五九～一六八）　四
○砂防法第二条の土地を指定する件（**国土交通**四三～四五）　六
○八尾空港の施設について告示した事項に変更があった件（**同**四六）　七
○都市計画に関する件（**東北地方整備局**三、四）　七

〔国会事項〕
内閣　最高裁判所　七

〔人事異動〕
官庁事項　七

〔叙位・叙勲〕
特定保安林の指定の解除について（農林水産省）　八
油濁防止管理者養成講習の実施について（北海道運輸局、東北運輸局、関東運輸局、北陸信越運輸局、中部運輸局、近畿運輸局、中国運輸局、四国運輸局、九州運輸局、神戸運輸監理部、沖縄総合事務局）　八

〔資　料〕
令和六年十一月中国際収支状況（速報）及び令和六年七～九月中国際収支状況（第二次速報）（財務省）　八

〔公　告〕
諸事項
官庁
有権者申出方、国営印旛沼二期土地改良事業（農業用用排水）計画の変更、迫川上流土地改良区の土地改良事業計画変更の認可、建設業の許可の取消処分関係　九
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　一〇
会社その他　二六

省令

○文部科学省令第一号

文部科学省著作教科書の出版権等に関する法律（昭和二十四年法律第百四十九号）第五条第四項（同法第十七条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、文部科学省著作教科書製造原価計算規則の全部を改正する省令を次のように定める。

令和七年一月二十三日

文部科学大臣　阿部　俊子

文部科学省著作教科書製造原価計算規則

（趣旨）

第一条　文部科学省著作教科書の出版権等に関する法律第五条第四項の規定による製造原価の算出の基礎は、この省令の定めるところによる。

（定義）

第二条　この省令において「製造原価」とは、教科書の製造のために直接費消される経済価値であって、販売費及び一般管理費を含まないものをいう。

（製造原価の計算方法）

第三条　製造原価は、教科書別及び要素別に、第四条から第九条までの規定に基づいて計算しなければならない。ただし、教科書の製造部門の一部又は全部に特別の事情がある場合その他この項本文の規定によることが適当でないと認められる場合については、この限りでない。

2　前項ただし書の場合において、製造原価は、個別の事情を勘案して、計算の都度個別に決定するものとする。

（製造原価の要素）

第四条　製造原価の要素は、次の各号のとおりとする。

一　材料費
二　印刷費
三　製本費
四　材料引取運賃
五　製版費

（材料費の計算）

第五条　前条第一号の材料費は、用紙及びクロスに分類して計算した消費量に、単位当たり購入原価を乗じて計算するものとする。

2　前項の計算においては、四捨五入により各単位当たり銭の位までを算出するものとする。

3　用紙の消費量は、その用紙の用途及び品種別に計算して得た製造教科書の正味用紙量と、当該正味用紙量に損紙率を乗じて得た損紙量を加算して計算するものとし、消費量の単位は連とする。

4　クロスの消費量は、そのクロスの用途及び品種別に計算するものとし、消費量の単位は本とする。

5　用紙及びクロスの購入原価は、小売業者販売価格によるものとし、直近の物価資料等を勘案して、計算の都度個別に決定するものとする。

（印刷費の計算方法）

第六条　第四条第二号の印刷費は、用紙の用途及び品種別に、それぞれの印刷の方法、判型及び色数の異なるごとに、標準単価に色数、版数及び印刷通し数を乗じて計算するものとする。ただし、印刷通し数が、計算の都度決定する最低数に満たない場合は、最低基準単価に色数及び版数を乗じて計算するものとする。

2　印刷の方法は、平版印刷とし、実際に使用する印刷機械により平台印刷及び輪転印刷に分類するものとする。ただし、凸版印刷、デジタル印刷その他の平版印刷以外の方法による場合には実態に応じて分類するものとする。

3　印刷の判型は、A判及びB判に分類するものとする。

4　印刷の色数は、一色から四色までに分類するものとする。

5　前各項の分類ごとの印刷費の標準単価は、直近の物価資料等を勘案して、計算の都度個別に決定するものとする。

（製本費の計算方法）

第七条　第四条第三号の製本費は、製本様式の異なるごとに、基礎となる単価に、追加で必要とされる台数に応じた単価及び表紙加工等の料金を加算して計算するものとする。

2　製本様式は、切付け背クロス巻製本、切付けくるみ製本、中とじ製本及び網代とじ製本に分類するものとする。

3　台数は、判型にかかわらず、十六ページを一台とする。ただし、残ページ数が十六ページに満たない場合は、八ページ、四ページ又は二ページを一台として、台数が最も少なくなるよう計算するものとする。

4　製本様式の分類ごとの基礎となる単価、追加で必要とされる台数に応じた単価及び表紙加工等の料金は、直近の物価資料等を勘案して、計算の都度個別に決定するものとする。

（材料引取運賃の計算方法）

第八条　第四条第四号の材料引取運賃は、判型別の標準単価にページ数を乗じて計算するものとする。

2　判型別の標準単価は、直近の物価資料等を勘案して、計算の都度個別に決定するものとする。

（製版費の計算方法）

第九条　第四条第五号の製版費は、製版工程及び判型別の標準単価に数量を乗じて計算するものとする。

2　製版工程及び判型別の標準単価は、直近の物価資料等を勘案して、計算の都度個別に決定するものとする。

（準用）

第十条　この省令の規定は、文部科学省著作教科書の出版権等に関する法律施行令（昭和二十四年政令第二百七十一号）第四条に定める教科書以外の教授上用いられる著作物であって文部科学省が著作の名義を有するものについて準用する。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。